

学生のみなさまへ

## 前期授業料の納入猶予申請について

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の目途が立たず、学資負担者（保護者等）の収入や学生本人のアルバイト収入が減少し、大学生活に不安を感じている方もいることと思います。本学では、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による退学者を一人も出さないための支援活動として、学生の皆さんが少しでも安心して大学生活を送れるよう、前期授業料の納入猶予を実施します。

なお、納入猶予期間を経過しても家計状況が回復しない学生に対しては、納入猶予期間の延長も検討しますので、以下の対応窓口までご相談ください。

### ・前期授業料の納入猶予申請について

#### 【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学資負担者（保護者等）及び学生本人の収入が減少し、5月の指定された期日までに授業料の納入が困難な場合は、前期授業料の納入猶予を申請することにより、納入期限を9月末まで延長することができます。

#### 【対象者】

正規の学部生、大学院生（ともに留学生含む）

※修学支援新制度による前期授業料免除（新制度）及び山口大学前期授業料免除（旧制度）を申請している学生は、判定結果の通知まで授業料の納入が猶予されるため、本申請の対象となりません。前期授業料免除の判定結果により、授業料の納入猶予が必要となった学生に対しては、判定結果の通知の際に申請期間を改めてお知らせします。

#### 【申請方法】

前期授業料の納入猶予を希望する学生は、別紙「前期授業料納入猶予申請書」に必要な事項を記載のうえ、下記のメールアドレスまで送付してください。

なお、メールのタイトルは「授業料納入猶予申請書提出について」としてください。

#### 【申請期限】

令和3年5月14日（金）必着

#### 【本件の対応窓口（申請書の送付先）】

山口大学学生支援部学生支援課学生サービス係

TEL：083-933-5611

E-mail：gal13@yamaguchi-u.ac.jp